

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月7日
【会社名】	株式会社清水銀行
【英訳名】	THE SHIMIZU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 豊島 勝一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社清水銀行東京支店 (東京都中央区日本橋2丁目8番6号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取である豊島勝一郎は、当行の第139期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。